

法人 NAVI

VOL.
136

<http://a-hojinkai.or.jp/>

(ホームページアドレス)

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

法人会税制アンケート調査にご協力をお願いします。

「税制アンケート調査在中」

- アンケート調査期間 2023年4月中旬～5月初旬
- 回答締切日 2023年5月9日(火)



公益社団法人

April.2023
朝霞法人会

法人会は会社経営の効率化のために e-Tax の普及を支援しています。



ホームページは
こちらから

公益社団法人 朝霞法人会 第12回定時総会のお知らせ

場	所	ベルセゾン
日	時	令和5年5月24日(水)
総	会	午後4時～5時
懇	親 会	午後5時30分～

県税からのお知らせ

**5月は自動車税(種別割)の納期です。
スマホ決済アプリ等がご利用いただけます!**

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(水)です。

令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)の導入により納付方法が増えました。

スマートフォン決済アプリは、バーコードを読み取り納付できる6アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)に加え、納付書に印字されているeL-QRを読み取り納付できるアプリが増えました。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)で、窓口での現金による納税の受付は令和5年3月末で終了しました。令和5年4月からは、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストアでの納税などをご利用ください。

納税通知書は、5月中旬ごろ、お手元に届く予定です。

埼玉県では、自動車税(種別割)を納期限までに納税して納付履歴等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。

詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、令和4年度から郵送及び電子申請でも受け付けています。

詳しくは、右のQRコードを活用し、
ホームページをご確認ください。



法人会キャラクター
「けんた」

●問い合わせ

・自動車税:自動車税コールセンター (TEL:0570-012-229)

CONTENTS

表紙	1
総会案内、県税からのお知らせ	2
税務署だより	3～7
広告(朝霞支部・志木支部)	8
広告(和光支部・新座支部)	9
会員サービス一覧表	10
広告 アフラック・県税からのお知らせ	11
イータックスでカンタン申告・納税	
広告 大同生命保険(株)/AIG損害保険(株)埼玉支店	12

SCHEDULE

4月1日・2日	黒目川花まつり(朝霞支部)
4月10日	第1回広報委員会
4月10日	第1回研修委員会
	正副委員長会議
4月12日・13日	会計監査
4月13日	女性フォーラム愛媛大会
4月17日	第1回総務委員会
4月18日	監事会
4月21日	幹部会
4月26日	理事会
5月24日	第12回定時総会

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更について

概要

- 令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の課税期間の初日から、一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書（注3）をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者については、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合に、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置の適用を受けることができます。
- この措置を踏まえ、以下のとおり令和5年3月1日以後にご提出いただく法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領を変更しました。

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。なお、対象帳簿（所得税・法人税）の範囲については、令和5年度税制改正により合理化・明確化が行われます（令和6年1月1日以後適用）。

（注2）「優良な電子帳簿の要件」は、「電子帳簿の保存要件の概要」の“優良”の要件をご確認ください。

（注3）提出が必要となる届出書は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出」をご確認ください。

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更

- 国税庁においては、事後検証可能性の高い電子帳簿の利用を推進し、納税者の皆様が自らによる記帳を適切に行える環境を整備するため、「優良な電子帳簿」の普及に向けた取組を推進しております。
- 「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、「優良な電子帳簿」の要件を満たす会計ソフトを使用している場合には、法人事業概況説明書等にその会計ソフト名及び同ソフトを用いて保存する帳簿の名称（種類）とともに要件を満たす旨を明示していただくよう変更しました（詳細は次頁以降をご確認ください）。

（注）過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、上記注3の届出書を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。

令和5年2月



国税庁

法人事業概況説明書（税務署所管法人用）

➤ 具体的な記載要領は次のとおりです。

法人事業概況説明書（表面）

【記載要領の変更点】

会計ソフトを利用して、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その旨を記載できるよう「(5)会計ソフト名」欄の記載方法を変更。

(変更後)

5	PC	利用	状況	(1) PC利用形態	(2) PC利用形態	(3) PC利用形態	(4) PC利用形態	(5) PC利用形態	(6) PC利用形態	(7) PC利用形態
				有	無	有	無	有	無	有
				利用形態	利用形態	利用形態	利用形態	利用形態	利用形態	利用形態
				利用状況	利用状況	利用状況	利用状況	利用状況	利用状況	利用状況

過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たす場合には、会計ソフトの名称の末尾に「(軽減)」と記載。

法人事業概況説明書（裏面）

【記載要領の変更点】

国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っているかどうかを記載できるように「15 帳簿類の備付状況」欄の記載方法を変更。

(変更後)

15	帳簿類の備付状況	帳簿の種類	備付状況
		総勘定元帳	○
		仕訳帳	○
		固定資産台帳	○
		経費帳	○
		売掛帳	○
		買掛帳	○

優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている帳簿には、末尾に「○」と記載。



国税庁

令和5年2月

会社事業概況書（調査課所管法人用）

➤ 具体的な記載要領は次のとおりです。

会社事業概況書（3.ICTの概要）

【記載要領の変更点】

過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その優良な電子帳簿（補助簿）の種類を記載することが明確となるよう「⑦電子帳簿保存の状況」欄の記載方法を変更。

会社事業概況書（3.ICTの概要）

⑦ 電子帳簿保存の状況

帳簿(1有、優良帳簿、2有、その他、3無)

書類(1有、2無)

スキヤナ(1有、2無)

適用

電磁的記録で保存している帳簿等の種類

作成に使用するプログラム
(システム名称、自己開発(1有、2無))

帳簿(1有、優良帳簿、2有、その他、3無)

書類(1有、2無)

スキヤナ(1有、2無)

適用

電磁的記録で保存している帳簿等の種類

作成に使用するプログラム
(システム名称、自己開発(1有、2無))

帳簿(1有、優良帳簿、2有、その他、3無)

書類(1有、2無)

スキヤナ(1有、2無)

適用

電磁的記録で保存している帳簿等の種類

作成に使用するプログラム
(システム名称、自己開発(1有、2無))

帳簿(1有、優良帳簿、2有、その他、3無)

書類(1有、2無)

スキヤナ(1有、2無)

過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、「適用」欄に「1」、「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄に保存する全ての電子帳簿の種類、「作成に使用するプログラム」欄にシステム名称及び自己開発の有無をそれぞれ記載。

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

3 登録申請はお早めに！

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をおすすめしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができる e-Tax をぜひご利用ください。e-Tax で申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。

※ 個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続



▶ インボイス制度特設サイト

説明会開催情報（税務署や局主催のほか、オンラインでも実施）や申請手続、Q&Aなどを掲載しています。「制度の概要」ページには免税事業者の方向けリーフレットを掲載するなど、免税事業者の方もご利用いただけます。

インボイス制度
特設サイト

▶ 制度についての一般的なご質問は

◇ チャットボットにご質問を入力いただくと、AI を活用して 24 時間自動でお答えします。

◇ インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9：00～17：00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

チャットボット
はこちらから

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様に、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催します。

消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の概要までご説明しますので、ぜひご参加ください。

【説明会の主な内容】

- ・ 消費税の基本的な仕組み
- ・ インボイス制度の概要

参加無料
事前登録制/先着順

【説明会の日程】

開催日時	定員	開催場所	お問合せ先
令和5年5月17日(水) 10時00分～11時00分	20名【事前登録制】 (申込期限：5月12日)	朝霞税務署 3階会議室	朝霞税務署 法人課税第1部門 (内線612) Tel 048-467-2211 (代表)
令和5年5月22日(月) 10時00分～11時00分	20名【事前登録制】 (申込期限：5月17日)		
令和5年6月14日(水) 10時00分～11時00分	20名【事前登録制】 (申込期限：6月9日)		
令和5年6月26日(月) 10時00分～11時00分	20名【事前登録制】 (申込期限：6月21日)		

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号（代表）にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択し、電話交換手に上記内線番号をお伝えください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただき、車での来場はご遠慮ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

【特設サイトへ】



朝霞税務署

（令和5年2月）

朝霞支部


 を知っているから
できること。

お部屋探しは
 東武東上線沿線で圧倒的な
 管理実績を誇る
 リゾンへお任せ下さい。

株式会社リゾン ☎ 0120-152-311
LIZON Group 〒351-0021 埼玉県朝霞市西井財2-4-40 リゾン本社ビル URL <https://www.lizon.co.jp>

医療法人社団 泰峰会 ヤナセ歯科医院

院長 医学博士 築瀬武史
 神奈川歯科大学 客員教授
 公益社団法人 日本口腔インプラント学会 理事・指導医・専門医
 公益社団法人 日本歯科先端技術研究所 会長

朝霞市東弁財1-3-9 イーストアレービル4F
 Phone 048-476-0156
<http://www.yanase-dental.com>

木材・新建材・住宅機器

源 髙渡辺木材センター

代表取締役 渡辺 源

本社 〒351-0023 朝霞市溝沼2-3-1
 TEL 048-464-4147
 FAX 048-464-4141

安心の地元企業



株式会社 光陽

相続した実家の片付け・解体
 リフォーム・賃貸管理・売却

見積り
相談無料



高齢者介護リフォーム

- ・バリアフリー
- ・床段差や手摺り
- ・耐震補強
- ・水まわ

お気軽に
ご相談下さい

☎ 0120-651-152 <https://www.ko-yo.jp>

志木支部

快適な生活は住まいの水まわりから

株式会社 上原水道

志木市 上宗岡2-16-35
 ☎ 471-2339
 472-0173



電気設備工事

地域と建設産業と共に!!

株式会社 ムトー電気産業

〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡3-4-29
 TEL 048(473)3630(代)
 FAX 048(471)6111
 E-mail:info@muto-den.jp

販売・整備・钣金塗装・保険



車検(代車無料)

取引納車無料 ●損保ジャパン代理店

(有)榎本モータース

☎ 0120-61-0174

フリーダイヤル

●志木本社

●宗岡工場

☎ (048)471-0174 ☎ (048)476-1881

志木市本町 5-21-60

川魚料理専門店



鯉 清

創業 明治11年

志木市上宗岡 2-15-53

電話 048(471)1188・0367

和光支部

コックさん、板前さん

のプロの味を工業化、製造する天然調味料メーカーです。
多少にかかわらずご用命ください。
試作、調合にご協力させていただきます。



ボーエン化成株式会社

代表取締役 伊藤 雅己

和光市新倉7-9-32

電話 / 048(461)1808

FAX / 048(461)1667



柳下生コン株式会社

代表取締役社長

柳 下 正 章

〒351-0112 埼玉県和光市丸山台3丁目7番7号

TEL 048-461-1813

FAX 048-462-0390

URL <http://www.yagishita-namacon.jp>

車検・一般整備・钣金・塗装
新車・中古車販売・保険

MIYAMAE

有限会社 宮前自動車

〒351-0115 埼玉県和光市新倉2-13-55

TEL 048(466)1515

FAX 048(463)8706

建設機械の事なら何でも

建設荷役車両特定自主検査業登録
一般土木建設機械修理販売レンタル

株式会社 タケカワ建機

〒351-0115 埼玉県和光市新倉4-18-35

TEL(048)465-3130

FAX(048)466-3199

新座支部

ベルセゾン

会議・講演会:4名様~200名様
ご宴会:4名様~160名様(着席)
各種ご宴会・会議承ります

※予算・レイアウト等ご相談下さい。

<http://www.bellesaison.co.jp>

新座市東北2-27-14(志木駅南口徒歩3分)

TEL048-475-1122

味のおもてなし

ご法要・ご法事・落成・上棟式・ご結納・長寿の祝
(最新カラオケ設備あり)〈宴会5名~100名様迄〉

営業時間 AM11:00~PM11:00

寿司・割烹  堀 天

新座市堀ノ内1-11-11 ☎478-0184

駐車場完備

印刷の
ことなら
HANDA
printing



保護犬応援カフェ

Luck Lick
Supporting Rescued Dogs

☎048-477-1228

ワンちゃんがなくても
ご利用になれます。

株式会社 ハンダ

埼玉県新座市道場 2-7-7
☎048-477-1171
info@handa-print.com



業務災害・賠償保険専門
保険代理店

安全第一

株式会社 セーフティーファースト

〒331-0814

埼玉県さいたま市北区東大成町2-277-9 ADOビル

TEL:048-767-8983 FAX:048-767-8984

E-MAIL:info@safetyfirst.co.jp

埼玉県法人会連合会 会員サービス一覧

令和5年4月4日現在

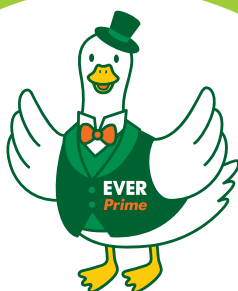
○詳しくは下記提携先または所属法人会事務局へお問い合わせください。

種 類	内 容	提 携 先	優 遇 概 略 (金額概算)
インターネット バンキング	初年度手数料無料 または減免	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料:月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免 (計 23,100円減免) ・りそなビジネスダイレクト(Mini) 基本手数料:月額 3,300円を初年度半年間 1,100円に33.3%減免 (計 13,200円免除)
		武蔵野銀行	・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料: 5,500円、手数料:月額 6,600円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料:月額 2,200円を初年度全額免除 (計 26,400円免除)
		川口信用金庫	・法人向けインターネットバンキング 基本手数料:月額 3,300円を初年度全額免除 (計 39,600円免除)
		青木信用金庫	・新インターネットバンキング(法人) 基本手数料:月額 1,100円を初年度全額免除 (計 13,200円免除)
		飯能信用金庫	・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料:月額 1,650円を初年度全額免除 (計 19,800円免除)
法人会 サポートローン	各種手数料等免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料 11,000円免除
		武蔵野銀行	・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇
		埼玉縣信用金庫	・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成
遺 言 信 託	取扱手数料優遇 または提携信託紹介	埼玉りそな銀行	・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	・むさしの「遺言信託」(遺言作成サポートサービス付) 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	・(株)山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	・ほがらか信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引
企業情報・格付情報 照会サービス	企業間における信用リスク 調査を低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報+格付け情報を2,000円(税別)で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
ネット医療相談	月1回・24時間無料相談	(株)メディカルノート (大同生命・AIG損保・77 ラックの3社の提携先)	・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得するまで何度でも ※月1回とは、新しい相談1回を指します。詳細は県連HP掲載のチラシをご確認下さい

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ

病気や
ケガの
備えに



医療保険

EVER
Prime

心配な
「がん」の
備えに



NEW

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

埼玉西支社 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台 3-18-3 第二リングスビル 2F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会総連合

P22115 AF ツール-2022-0309-2303026 8月4日



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出
をした預貯金口座から、簡単な操作で即時
又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用す
れば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成す
ることができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカー
ドリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンか
らe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやIC
カードリーダーライターをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確
認書類をお持ちの上、お近くの税
務署で事前に手続きを行うことで、
e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン⁺総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+ AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中 無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉西支社/第一営業課
埼玉県川越市脇田本町6-20(くぼたビル6F)
TEL 049-246-1766

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉支店
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
TEL 048-641-4050

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1013(2019年8月27日) 19-073030 2021-8

発行所 公益社団法人 **朝霞法人会**

事務局 〒351-0011 朝霞市本町1-8-7綿谷ビル3階 電話 048-463-9983 FAX 048-463-9772 E-mail:asaka@a-hojinkai.or.jp http://a-hojinkai.or.jp/

編集 / 株式会社ハンダ 印刷 / 協永堂印刷株式会社